

# 国民年金からのお知らせ

平成24年 7月 1日発行

平成24年 第1号

保険年金課

☎229-3162 FAX229-5001

## 保険料を納めることが難しい場合は…

所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。保険料を未納のまま放置すると、将来、老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、万が一のときの障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れなかったりする場合があります。

### ①免除(全額免除・一部納付)申請

**対 象** 本人・世帯主・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合

### ②若年者納付猶予申請

**対 象** 30歳未満の人で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

### ③学生納付特例申請

**対 象** 学生で本人の前年所得が一定額以下の場合

## ■免除などの対象となる所得の基準

前年所得が次の表の計算式で計算した金額の範囲内であることが必要です。

区 分	計 算 式
全額免除 若年者納付猶予制度	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
3/4免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
半額免除 学生納付特例制度	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
1/4免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等

## インターネットで 年金の加入記録が確認できます

### ～「ねんきんネット」サービス～

日本年金機構では、インターネットで24時間いつでも自分の年金加入記録の確認ができる「ねんきんネット」サービスを開始しています。利用するためには事前に申し込みが必要ですので、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

HP [ねんきんネット](#) |

なお、インターネットの利用が難しい人には、保険年金課国民年金担当(⑧番窓口)でも年金記録の確認ができますので、お問い合わせください。

## ■免除などの申請手続き

### ①免除(全額免除・一部納付)申請

### ②若年者納付猶予申請

若年者納付猶予の申請対象期間内に30歳に到達するときは、その前月までとなります。また、平成23年3月31日から平成24年3月30日の間に退職した人が失業による特例申請をする場合は、平成25年3月31日までに申請が必要です。

申請時期	所得審査対象年	申請対象期間
平成24年7月	平成22年	平成23年7月分～ 平成24年6月分
	平成23年	平成24年7月分～ 平成25年6月分
平成24年8月～ 平成25年6月	平成23年	平成24年7月分～ 平成25年6月分
平成25年7月	平成23年	平成24年7月分～ 平成25年6月分
	平成24年	平成25年7月分～ 平成26年6月分

### ③学生納付特例申請

申請時期	所得審査対象年	申請対象期間
平成24年4月～ 平成25年4月	平成23年	平成24年4月分～ 平成25年3月分

## 持参するもの

- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 印鑑(本人が署名をする場合は不要)
- 雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票などの写し(失業を理由とする申請の場合)
- 在学証明書または学生証の写し(学生納付特例申請の場合)

**申請先** 保険年金課または各総合支所市民福祉課(市民課)

## ■免除などの継続の取り扱いについて

全額免除・納付猶予に限り、翌年度以降も継続希望の旨を申請書に記載すると、あらかじめ申請しなくても、引き続き翌年度の全額免除・納付猶予の審査を受けることができます(ただし、所得の申告が必要です)。

失業や震災などによる全額免除(猶予)申請と一部納付申請、学生納付特例申請は、毎年、申請が必要ですのでご注意ください。

